しあわせ信州

長野県耐震改修促進計画（第Ⅱ期）

平成２８年３月　策定

長　野　県

目　　次

はじめに
１　計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　本計画の位置づけと他の県計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・１～２
３　市町村との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
４　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
５　耐震化の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
６　本計画の対象とする建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
第１　建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
１　想定される地震の規模、想定される被害の状況・・・・・・・・・・・・・・・7～１４
２　耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５～２０
３　住宅及び多数の者が利用する建築物の目標の設定・・・・・・・・・・・・・２１～２２
４　要緊急安全確認大規模建築物の目標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
５　公共建築物の耐震化の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
第２　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策
１　耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針・・・・・・・・・・・・・・２４
２　住宅等の耐震性に関する県民の意識・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５～２７
３　耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策・・・・・・・・・・・・２８～３０
４　安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備・・・・・・・３０
５　地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要・・・・・・・・３１～３２
６　地震発生時に通行を確保すべき道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
７　特定優良賃貸住宅等の空家の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
８　長野県住宅供給公社による耐震診断及び耐震改修・・・・・・・・・・・・・・３２
９　地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策・・・・・・・・・・・・・３２
第３　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
１　地震ハザードマップの作成及び公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
２　相談体制の整備及び情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
３　パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催・・・・・・・・・３３
４　リフォームにあわせた耐震改修の誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
５　町内会等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
６　耐震改修促進税制等の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
７　各種認定制度による耐震化の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
第４　建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携
１　法による指導等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５～３６
２　建築基準法による勧告又は命令等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
第５　その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
１　市町村が定める耐震改修促進計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
２　関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要・・・・・・・・・・３７
３　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７
別表１～別表２・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８～３９
別添　長野県耐震改修促進計画の実施結果について

は　じ　め　に

1　計画の目的

県内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断と耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して県民の生命、財産を守ることを目的とし、平成28年3月に長野県耐震改修促進計画（第Ⅱ期）（以下「本計画」という。）を策定しました。

2　本計画の位置づけと他の県計画との関係

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号。以下「法」という。）第５条第１項の規定により策定するものです。

また、県における他の計画（長野県地域防災計画や長野県住生活基本計画等）との整合を図り、県と市町村との協議の場における検討を踏まえながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします（図－１）。

(1)「長野県地域防災計画」

長野県地域防災計画の震災対策編において、第２章　災害予防計画　第１節　地震に強い県づくりの中で、建築物等の耐震化について定められています。

具体的には、

ア　不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。

特に県有施設の内、多数の者が利用する学校や防災上重要な拠点となる庁舎等で、耐震性能が低い建築物について、「第二期県有施設耐震化整備プログラム」に基づき、計画的な耐震化を推進するとともに、構造躯体の耐震化に合わせ、天井や建具などの非構造部材や建築設備の耐震改修に努める。

県営住宅については、老朽化等の状況を踏まえ、改善、建替え等を実施し、その適正な維持管理に努める。

イ　住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

ウ　既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

エ　建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

こととされています。

(2) **「長野県住生活基本計画」**

平成23年度に策定された「長野県住生活基本計画（計画期間：平成23年度～32年度)」においても、「1 暮らしの安全を確保する住まいづくり」の項目中、災害などから生活を守る安全な住まいづくりを進めるため、住宅や避難施設となる建築物の耐震化を推進することとしています。

(3) **「長野県強靭化計画」**

平成23年には長野県北部地震（震度6強）や中部地震（震度５強）が、また、平成26年には長野県神城断層地震（震度6弱）が発生し、県内で地震がいつどこで発生するか予断を許さない状況です。

県内おける住宅の耐震化は市町村と協働して進めていますが、広い住宅や後継者がいない住宅が多く、居住者の高齢化などによる経済的理由から耐震対策が実施されず、耐震性が低い住宅が多数ある状況です。

人命の保護とともに、被災後もできる限り日常の生活が継続できることを目指して、住宅の耐震化を一層進める必要があります。

また、多数の者が利用する大規模な建築物は地震等により倒壊した場合には、多くの被災者が発生します。平成25年の法の改正を受けこれらの建築物の早期の耐震診断や耐震改修が求められていいます。

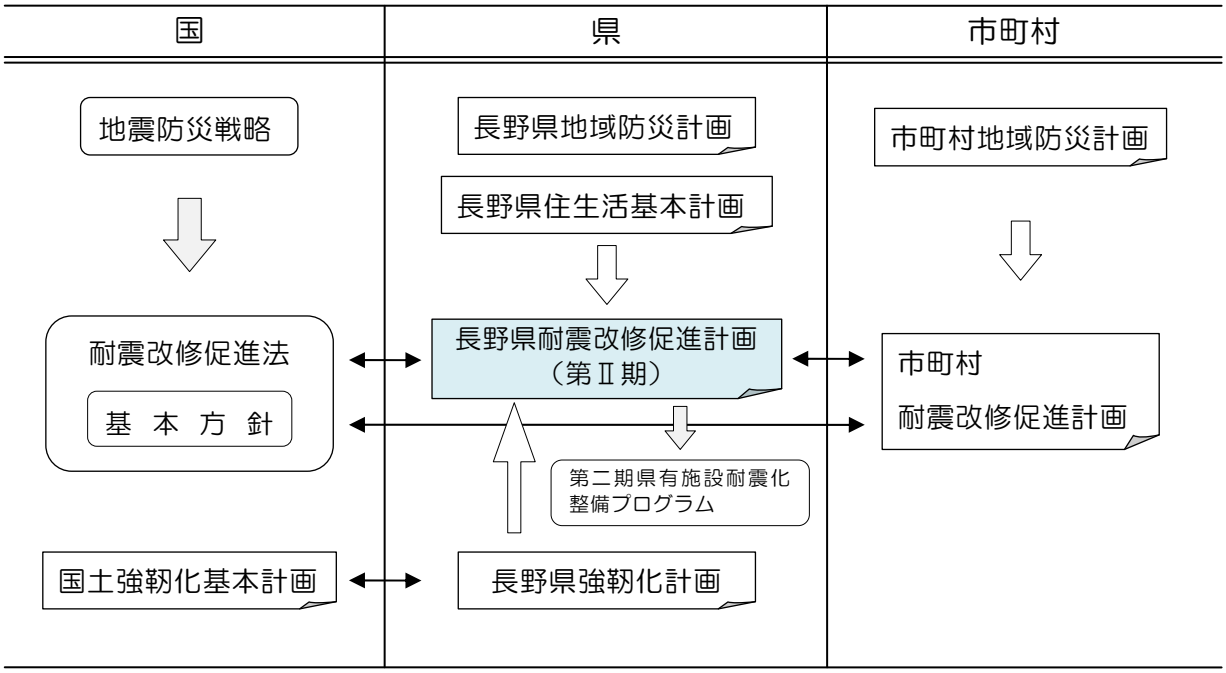

（図－1）本計画の位置づけ

3　市町村との連携

「県と市町村との協議の場」被災後もできる限り日常の生活を継続できるまちをめざして

安心・安全な日常生活は県民の確かな暮らしの礎であり、大規模地震による被災時にもできる限り日常の生活が継続できることが望ましく、東日本大震災以降、被災後の事業活動が課題となり事業計画（BCP）の策定等が進みましたが、これも事業を支える県民の暮らしが継続してこそ成立するものです。

このため、地震が発生した後も自らの住まいや職場などで、できる限り日常に近い生活が送れるよう、生活者の視点に立ち住宅やその他の建築物が地震に備えて確保すべき事項を区分して整理し、その確保に向けてワーキンググループを設置し検討をおこないました。

その結果を平成27年5月に取りまとめました。

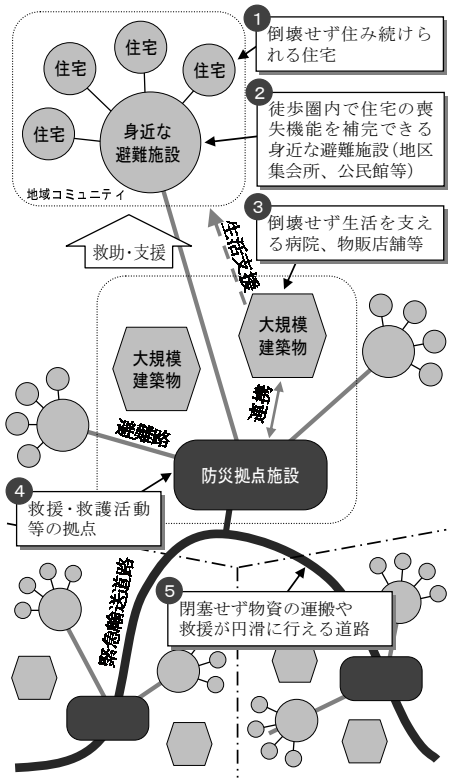

（図－2）「被災後もできる限り日常の生活を継続できるまち」のイメージ

4　計画期間

本計画の計画期間は、平成28年度から32年度までの5年間とし、前計画（平成19年1月に策定）に引き続き、目標値の設定や住宅・建築物の耐震化へ向けた取組みを行います。

＊　前計画の検証は別添『長野県耐震改修促進計画の実施結果について』による。

5　耐震化の必要性

(1) 地震は、いつ・どこでおきても不思議でない状況

平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年３月には大地震発生の可能性が低いと言われていた福岡県でも福岡県西方沖を震源とする地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成23年３月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

大地震はいつ・どこで発生してもおかしくない状況となっており、東海地震、東南海・南海地震、首都圏直下地震等については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。特に、南海トラフの海溝型巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されています。

長野県内においても、平成23年３月に長野県北部の地震が、同年６月には長野県中部の地震が発生し、さらに、平成26年11月には県の北部を震源とした長野県神城断層地震が発生するなど、大地震が発生しています。

（H23.3）
長野県北部の地震

（H23.6）
長野県中部の地震

（H26.11）
長野県神城断層地震

(2) 阪神・淡路大震災における死因の約９割は建物の倒壊によるもの

平成７年１月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人という多数の方の尊い人命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約９割の4,831人が住宅や建築物の倒壊によるものでした。

(3) 地震による人的・経済的被害を軽減するために

建築物の耐震改修については、中央防災会議において決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年９月）において、全国的に取組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」であるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月）において、10年後に死者数を概ね8割、建築物の全壊棟数を概ね5割、被害想定から減少させるという目標達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられています。

(4) 耐震改修促進法の改正について

ア　平成18年１月26日施行

地震防災推進会議の提言を踏まえ、国において法の改正が行われました。この改正により、

(ｱ)　計画的な耐震化を推進するため、国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成

(ｲ)　建築物に関する指導等の強化として、

ａ 道路を閉塞させるおそれのある建築物の指導・助言を実施

ｂ 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加

ｃ 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表

ｄ 倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令等が追加されました。

イ　平成25年11月25日施行

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年までに9割にする目標（「地震防災戦略」（中央防災会議決定（H17））の達成には、耐震化を一層促進することが必要であること並びに南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視されることから、国において法の改正が行われました。

この改正により、

(ｱ)　病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等の平成27年末までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表

(ｲ)　地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物や都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物の地方公共団体が指定する期限までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表

などの建築物の耐震化の促進のための規制が強化されました。

６　本計画の対象とする建築物

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物を対象としています。

これは、法第４条第１項の規定により国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）においても、耐震化を図ることが重要な建築物とされています。

(1)　住　宅

(2)　特定既存耐震不適格建築物

ア　多数の者が利用する一定規模以上の建築物（別表１参照、以下「多数の者が利用する建築物」という。）

イ　危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物

ウ　地震によって倒壊した場合その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして本計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に敷地が接する建築物（以下「緊急輸送道路等沿道建築物」という。）

(3)　要安全確認計画記載建築物

(4)　要緊急安全確認大規模建築物

特定既存耐震不適格建築物のうち、以下に掲げる建築物で大規模なもの（別表２参照）

ア　不特定かつ多数の者が利用する建築物

イ　避難確保上特に配慮を要する者が利用する建築物

ウ　一定数量以上の危険物を扱う建築物

(5)　公共建築物

公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組みます。

なお、本計画では県及び市町村の建築物を対象としています。

また、本計画においては、上記(1)、(2)ア、(4)及び(5)の建築物に対する目標を設定することとし、上記(2)のイ及びウ、並びに(3)に関しては、今後の調査結果に基づき耐震化に向けた適切な対応を図ることとします。

第１　建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

１　想定される地震の規模、想定される被害の状況

平成27年3月に策定された「第3次長野県地震被害想定調査報告書」において、長野県及びその周辺における過去の被害地震や活断層の分布状況並びに県内各地域の地震被害の分布状況を勘案して、発生の想定される地震が報告されています（表１－１、図１－１）。

また、地震調査研究推進本部（※１）によると、県内において想定される地震発生の確率は、糸魚川ー静岡構造線で発生する地震は、30年以内の地震発生確率は、もっとも高い区間で30%と予想されており、東海地震にあっては、いつ起きてもおかしくない状況にあるとされています（表１－２）。

（表1－1）想定地震等の概要

種類	地震名		参考モデル	長さL (km)	マグニチュード M_j	マグニチュード M_w	備考
内陸型（活断層型）地震	長野盆地西縁断層帯の地震		地震調査委員会(2009)	58	7.8	7.1	4ケース
	糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震	全体	文部科学省研究開発局ほか(2010)	150	8.5	7.64	構造探査ベースモデル
		北側		84	8.0	7.14	
		南側		66	7.9	7.23	
	伊那谷断層帯（主部）の地震		地震調査委員会(2009)	79	8.0	7.3	4ケース
	阿寺断層帯（主部南部）の地震		地震調査委員会(2009)	60	7.8	7.2	2ケース
	木曽山脈西縁断層帯（主部北部）の地震		地震調査委員会(2009)	40	7.5	6.9	2ケース
	境峠・神谷断層帯（主部）の地震		地震調査委員会(2009)	47	7.6	7.0	4ケース
海溝型地震	想定東海地震		中央防災会議(2001)	－	8.0	8.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震　基本ケース		内閣府(2012)	－	9.0	9.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震　陸側ケース		内閣府(2012)	－	9.0	9.0	1ケース

（注）気象庁マグニチュード（Mj）とモーメントマグニチュード（Mw）について
断層による内陸の地震は、断層の長さ（推定）から気象庁マグニチュード（Mj）を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード（Mw）を求めている。プレート境界の海溝型地震は、震源（波源）断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード（Mw）を求めている。M4～M8の海溝型地震ではMw=Mjであることから、これを外挿してMjを求めている。

※１　地震調査研究推進本部は、地震防災対策特別措置法に基づき文部科学省に設置された政府の特別の機関。本部長（文部科学大臣）と本部員（関係府省の事務次官等）から構成され、その下に関係機関の職員及び学識経験者から構成される政策委員会と地震調査委員会が設置されています。

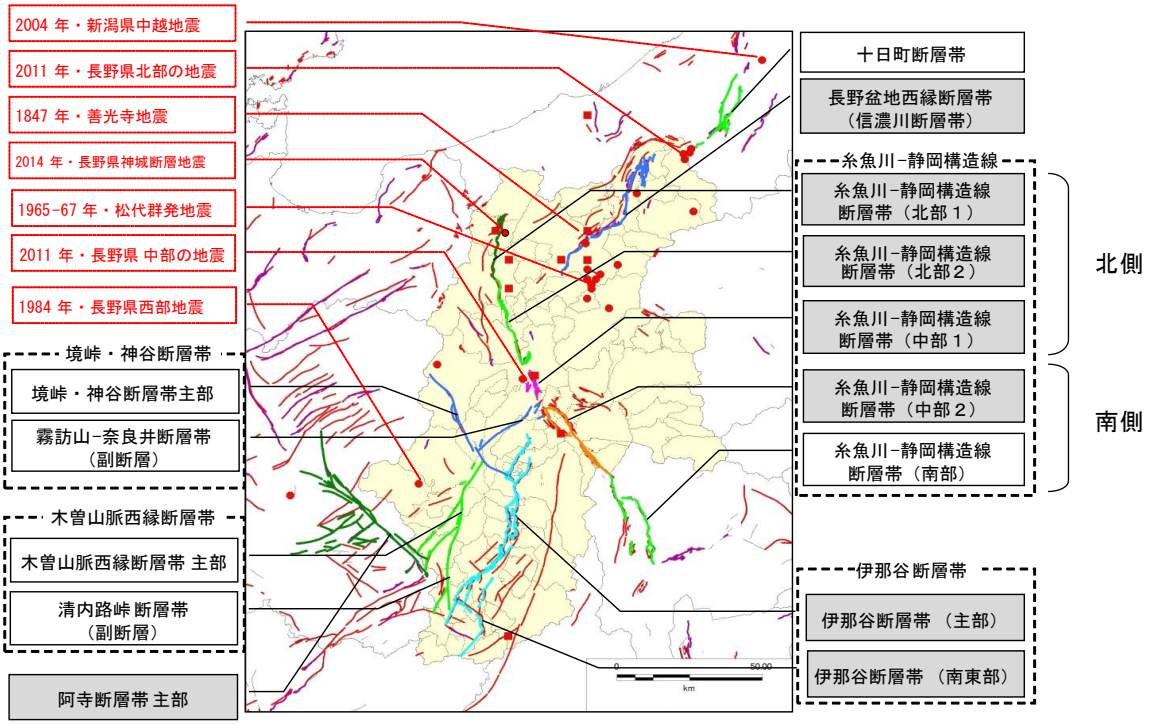

■	長野県に被害をもたらした歴史地震	――	「活断層詳細デジタルマップ」の活断層（中田・今泉、2002）
●	1940 年代以降、長野県内で震度５以上を記録した地震	▬	地震調査研究推進本部の長期評価における主要活断層帯の地表位置
――	「新編日本の活断層」の活断層（活断層研究会、1991）	▭	長野県（2002）の対象地震（活断層帯）

（図１－１）長野県の活断層の分布と被害地震の分布（出典：第 3 次長野県地震被害想定調査報告書）

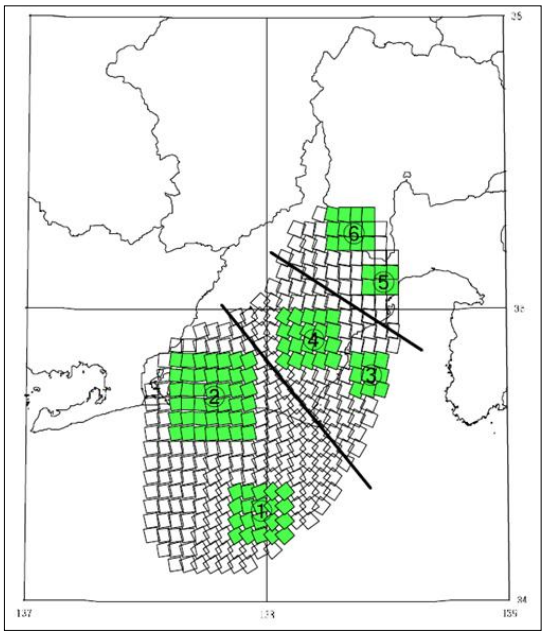

□：小断層　　■：強震動生成域（SMGA）の位置

（図１－２）想定東海地震の断層モデル
中央防災会議(2001)

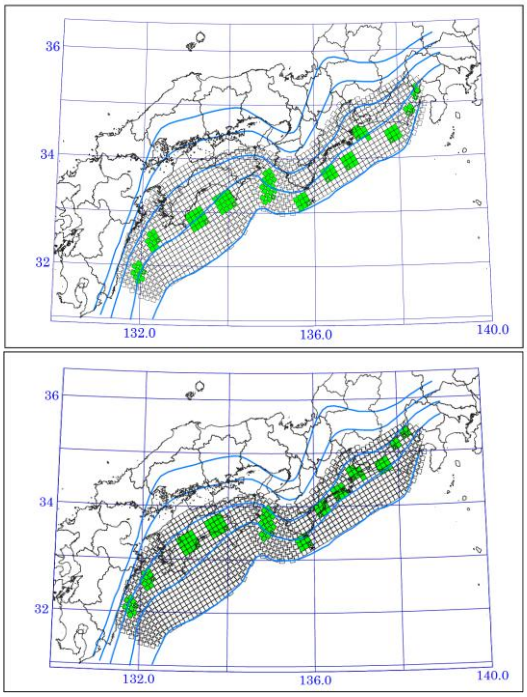

（図１－３）南海トラフの巨大地震の断層モデル
内閣府(2012)（上図：基本ケース、下図：陸側ケース）

（表１－２）発生が予想される地震に係る見解等

種類	想定地震名	国等の見解・公表	計測震度等の予測※3
内陸型（活断層型）地震	長野盆地西縁断層帯の地震	30 年以内の地震発生確率はほぼ 0%（地震調査研究推進本部※2）	長野地域や北信地域西部を中心に震度６強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震	30 年以内の地震発生確率はほぼ 0～30%（地震調査研究推進本部※2）	（全体）長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に広い範囲で震度６強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			（北側）長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部を中心に震度６強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			（南側）諏訪地域、上伊那地域東部を中心に震度６強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	伊那谷断層帯（主部）の地震	30 年以内の地震発生確率はほぼ 0%（地震調査研究推進本部※2）	上伊那地域西部や飯伊地域西部を中心に震度６強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	阿寺断層帯（主部南部）の地震	30 年以内の地震発生確率はほぼ 0%（地震調査研究推進本部※2）	木曽地域と岐阜県との境界を中心に震度６弱以上の揺れが生じ、被害は木曽地域南部を中心に発生する。
	木曽山脈西縁断層帯（主部北部）の地震	30 年以内の地震発生確率はほぼ 0%（地震調査研究推進本部※2）	上伊那地域西部や木曽地域東部を中心に震度６強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。
	境峠・神谷断層帯（主部）の地震	30 年以内の地震発生確率は0.02%～13%（地震調査研究推進本部※2）	木曽地域北部や上伊那地域西部、松本地域南部を中心に震度６強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。
海溝型地震	想定東海地震	東南海地震(1944)で歪みが開放されず、安政東海地震(1854)から約150年間大地震が発生していないため、相当な歪みが蓄積されていることから、いつ大地震がおきてもおかしくない。（中央防災会議）	飯伊地域東部や伊那谷を中心に震度５強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。
	南海トラフ巨大地震	30 年以内の地震発生確率は70%（地震調査研究推進本部※2）	（基本ケース）飯伊地域から上伊那地域にかけての伊那谷や諏訪地域の一部で震度５強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。
			（陸側ケース）飯伊地域、上伊那地域、諏訪盆地で震度６弱以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。

※2　H28.1 地震調査研究推進本部による。
※3　H27.3 第３次長野県地震被害想定調査による。
※4　想定地震は地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではありません。

また、想定地震毎の計測震度（地表面）を図に示すと図１－４から図１－１３のとおりとなります。

(1)　内陸型（活断層型）地震の地表震度分布（※５）

※５　建築物被害が最大のケースを示す。

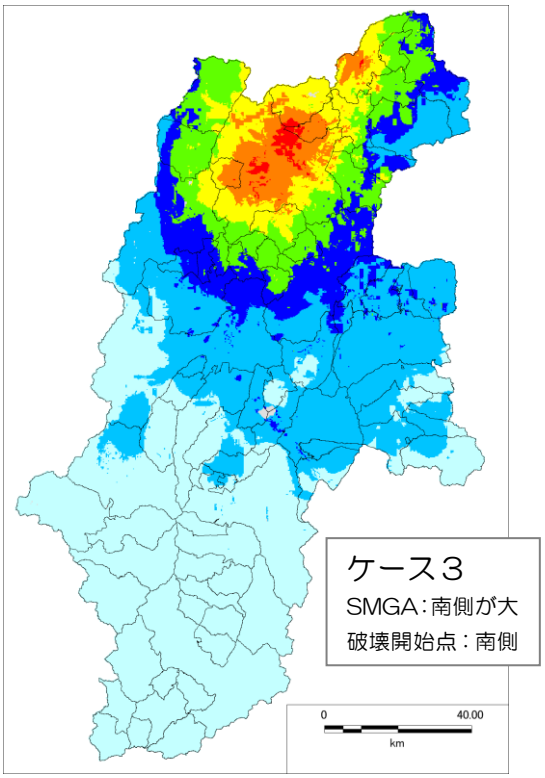

（図１－４）長野盆地西縁断層帯の地震（Mj7.8）の地表震度分布

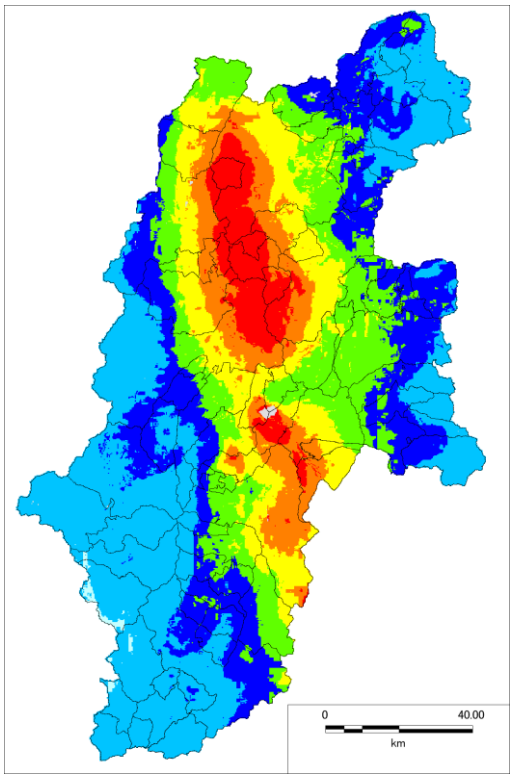

（図１－５）糸魚川－静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布（全体：Mj8.5）

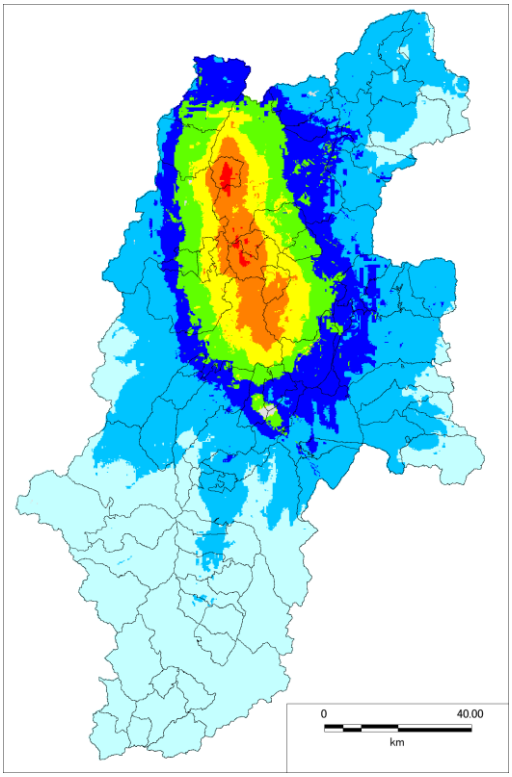

（図１－６）糸魚川－静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布（北側：Mj8.0）

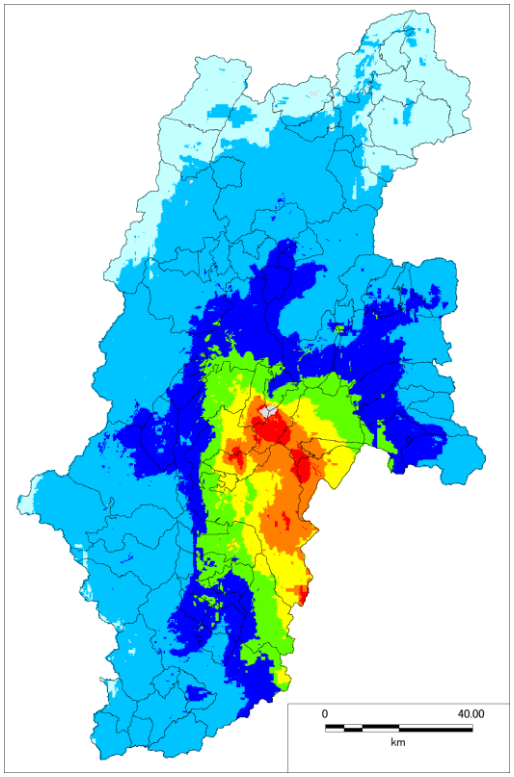

（図１－７）糸魚川－静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布（南側：Mj7.9）

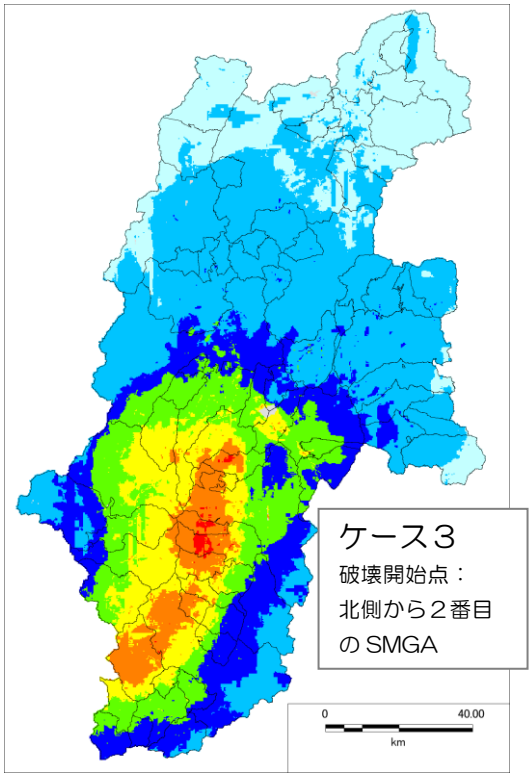

（図１－８）伊那谷断層帯（主部）
の地震（Mj8.0）の地表震度分布

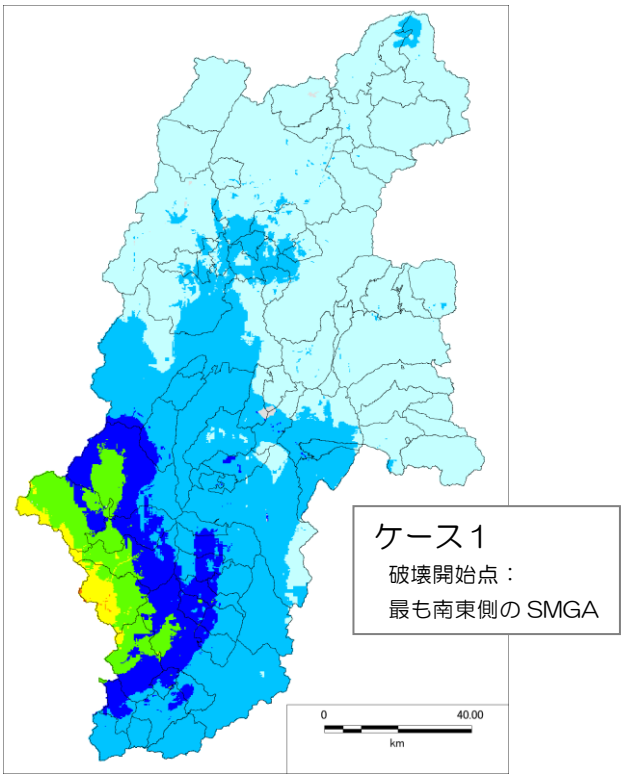

（図１－９）阿寺断層帯（主部南部）
の地震（Mj7.8）の地表震度分布

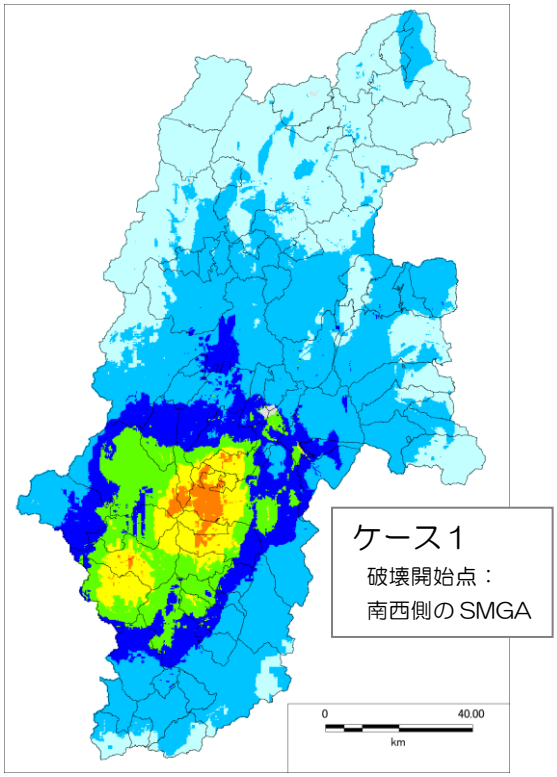

（図１－１０）木曽山脈西縁断層帯
（主部北部）の地震（Mj7.5）の地表震度分布

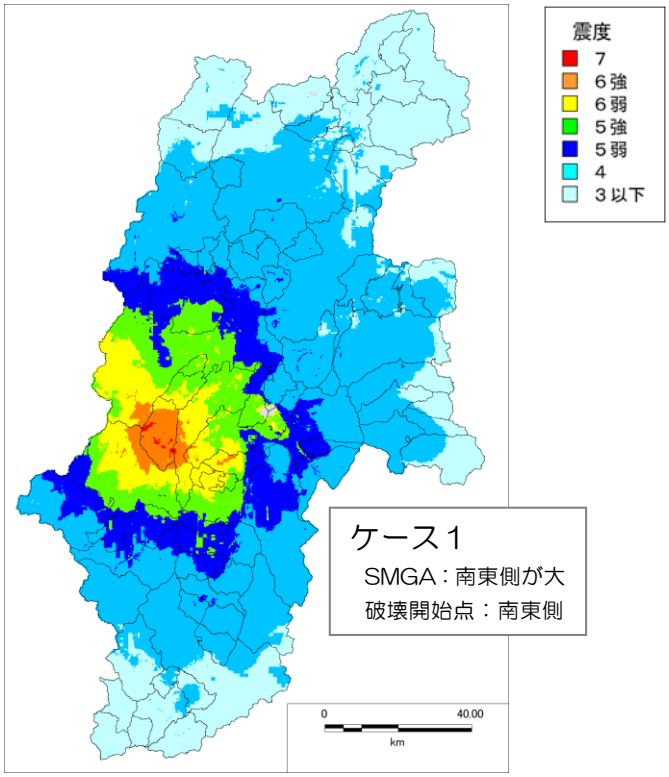

（図１－１１）境峠・神谷断層帯
（主部）の地震（Mj7.6）の地表震度分布

(2)　海溝型地震における地表震度分布※６

※６　経験的手法のみを掲載

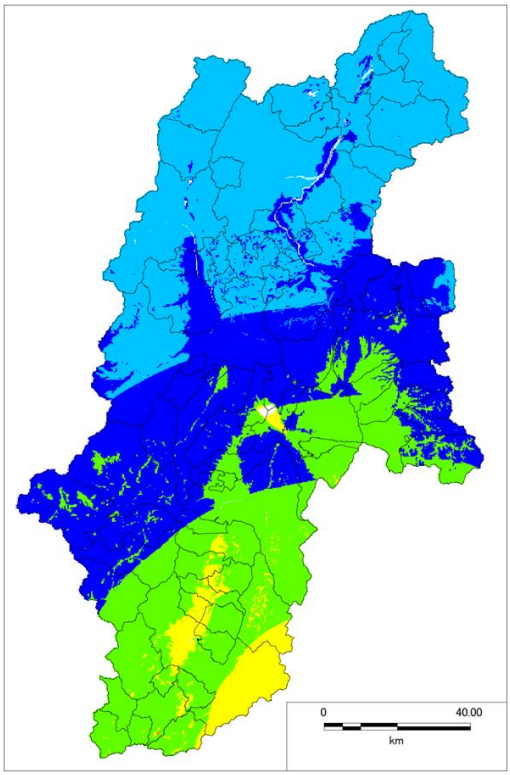

（図１－１２）経験的手法（距離減衰式）
による想定東海地震の地表震度分布

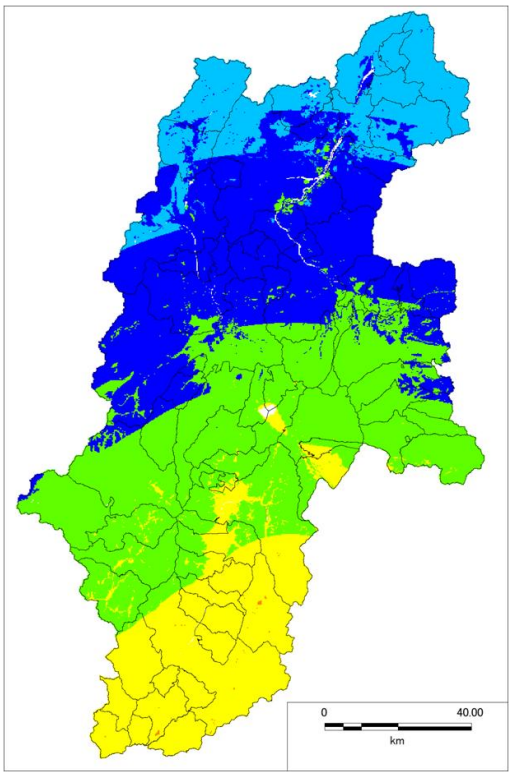

（図１－１３）経験的手法（距離減衰式）
による南海トラフの巨大地震の地表震度分布

「第３次長野県地震被害想定調査報告書」では、県内の主要な活断層等をもとに、発生の可能性のある大規模地震として６つの内陸型地震と東海地震及び南海トラフ地震を想定し、人的・物的な被害を表１－３及び表１－４のとおり予想しています。

また、想定した地震以外にも県内に被害を引き起こす地震が、本県やその周辺において発生する可能性があります。

（表1－3）被害想定（建築物被害）　（単位：棟）

種類	地震名		地震ケース等			建築物被害	
						全壊・焼失	半壊
内陸型（活断層型）地震	長野盆地西縁断層帯の地震		ケース３	冬 18 時	強風時	40,960	47,370
	糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震	全体	ー	冬 18 時	強風時	97,940	103,450
		北側	ー	冬 18 時	強風時	11,770	24,390
		南側	ー	冬 18 時	強風時	31,180	33,050
	伊那谷断層帯（主部）の地震		ケース３	冬 18 時	強風時	17,540	42,600
	阿寺断層帯（主部南部）の地震		ケース１	冬 18 時	強風時	140	700
	木曽山脈西縁断層帯（主部北部）の地震		ケース１	冬 18 時	強風時	2,700	13,080
	境峠・神谷断層帯（主部）の地震		ケース１	冬 18 時	強風時	2,050	8,460
海溝型地震	想定東海地震		ー	冬 18 時	強風時	60	360
	南海トラフ巨大地震　基本ケース		ー	冬 18 時	強風時	190	1,470
	南海トラフ巨大地震　陸側ケース		ー	冬 18 時	強風時	2,260	20,420

※　建築物被害が最大となるケースを示す。

（表１－４）被害想定（人的被害）　　（単位：人）

種類	地震名		死者数	負傷者数	負傷者のうち重傷者数	避難所避難者数
内陸型（活断層型）地震	長野盆地西縁断層帯の地震		2,250（2,110）	14,370（13,790）	7,410（7,230）	83,880
	糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震	全体	5,600（5,310）	34,210（33,080）	17,290（16,920）	183,770
		北側	710（650）	5,270（5,160）	2,780（2,730）	32,540
		南側	1,950（1,870）	11,610（11,310）	5,700（5,600）	56,030
	伊那谷断層帯（主部）の地震		1,270（1,200）	9,830（9,650）	5,060（4,990）	51,910
	阿寺断層帯（主部南部）の地震		10（10）	230（220）	80（80）	960
	木曽山脈西縁断層帯（主部北部）の地震		270（250）	2,710（2,660）	1,330（1,310）	16,360
	境峠・神谷断層帯（主部）の地震		160（140）	1,580（1,540）	770（760）	14,260
海溝型地震	想定東海地震		10（10）	280（280）	50（50）	1,290
	南海トラフ巨大地震　基本ケース		30（20）	590（580）	140（140）	4,140
	南海トラフ巨大地震　陸側ケース		150（100）	3,700（3,630）	1,800（1,760）	29,840

※　建築物被害が最大となるケースを示す。
※　観光客を考慮した場合。
※　（　）内は建築物倒壊による死者数等。

２　耐震化の現状

(1)　建築基準法における構造基準の改正

昭和53年の宮城県沖地震等の被害状況を受け、昭和56年に建築基準法の耐震関係規定が見直されました（昭和56年６月１日施行、新耐震基準）。その後、発生した阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築されたもの（旧基準による）について被害が大きかったことがわかっています（昭和57年以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があったものが全体の約1/4であったのに対し、昭和56年以前に建築したものでは約2/3に達しています。）。

《阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況》

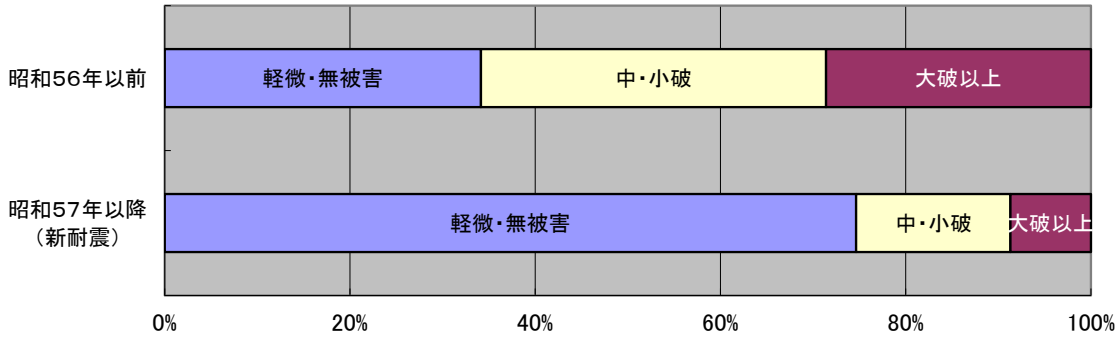

（出典：平成７年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の中間報告）

(2)　住宅

ア　建築時期別の住宅の状況等

平成25年の「住宅・土地統計調査」によると、県内の住宅総数は、783,000戸であり、昭和55年以前に建築された住宅は、256,200戸で全体の32.7%を占めています（表１－５）。

《建築時期別住宅戸数》 H25

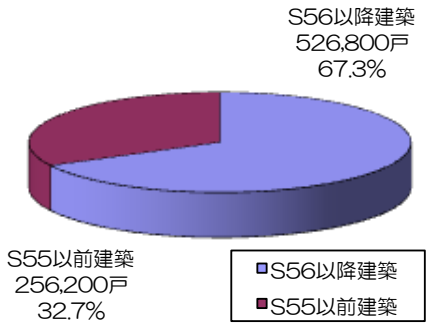

（表１－５）建築時期別住宅戸数　　（単位：戸）

住　宅　総　数	H25 783,000	H20 758,000	H15 735,000
うち昭和55年以前建築	256,200 (32.7%)	289,700 (38.2%)	309,200 (42.1%)
～S25	45,800	51,200	58,400
S26～35	17,100	19,700	22,600
S36～45	60,200	70,700	78,800
S46～55	133,100	148,100	149,400
うち昭和56年以降建築	526,800 (67.3%)	468,300 (61.8%)	425,800 (57.9%)
S56～H2	145,000	149,300	173,000
H3～12	187,200	194,100	212,700
H13～	194,600	124,900	40,100

（出典：H15,H20 及び H25 住宅・土地統計調査）

また、市部及び町村部別にみると、昭和55年以前に建築された住宅の割合は、市部で31.3%であるのに対し、町村部で38.7%と高くなっています（表１－６）。

（表１－６）市部・町村部別住宅戸数　　（単位：戸）

	市　部			町村部		
	H25	H20	H15	H25	H20	H15
住　宅　総　数	633,490	602,630	504,960	149,510	155,370	230,040
うち昭和55年以前建築	198,300（31.3%）	222,660（36.9%）	203,080（40.2%）	57,930（38.7%）	67,060（43.2%）	106,120（46.1%）
うち昭和56年以降建築	435,190（68.7%）	379,970（63.1%）	301,880（59.8%）	91,580（61.3%）	88,310（56.8%）	123,920（53.9%）

（出典：H15,H20 及び H25 住宅・土地統計調査）

注）市町村合併により町村部から市部に含まれた旧町村もある。

《建築時期別住宅の戸数（市部）》H25

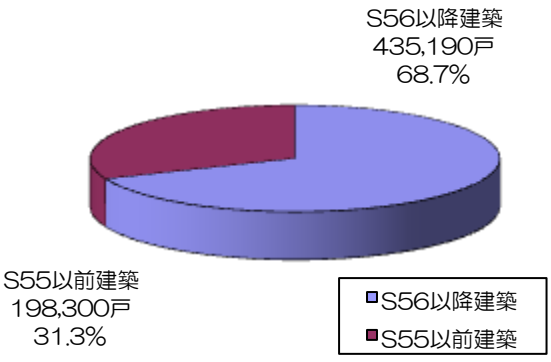

《建築時期別住宅の戸数（町村部）》H25

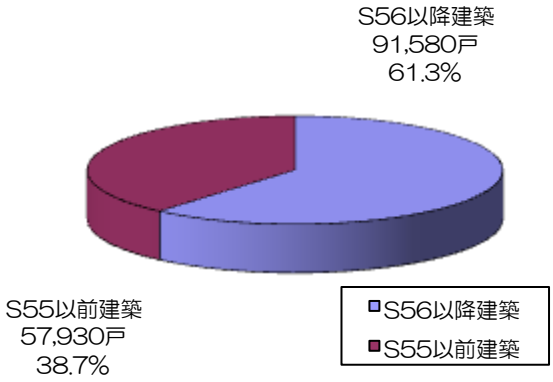

県内の住宅を建て方別にみると、全体の約3/4を占める戸建ての約4割が昭和55年以前に建築されており、住宅総数に対する割合は約29%を占めています。

また、長屋建ては昭和55年以前に建築された割合が約5割と最も高くなっていますが、構成比が約3%と低く、住宅総数に対する割合は約2%と低くなっています。

一方、共同建ては住宅総数の約２割を占めていますが、比較的新しい時期に建設されたものが多いため、昭和55年以前に建築された割合は約9%となっており、住宅総数に対する割合は約2%となっています（表1－７）。

《建て方別戸数》H25

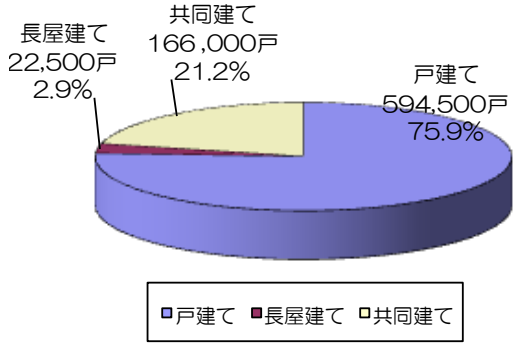

（表１－７）建て方別建築時期別住宅数　　（単位：戸）

	住宅数	構成比	うち昭和55年以前建築戸数	住宅数に対する割合
戸建て	594,500（575,000）	75.9%（75.8%）	227,200（254,800）	38.2%（44.3%）
長屋建て	22,500（27,100）	2.9%（3.6%）	11,800（16,400）	52.4%（60.5%）
共同建て	166,000（155,900）	21.2%（20.6%）	14,600（16,900）	8.8%（10.8%）
計	783,000（758,000）	－	253,600（288,100）	32.4%（38.0%）

注）上段は H25 年、下段は H20 年の数値

（出典：H20,H25 住宅・土地統計調査）

持ち家は577,300戸あり、全住宅に占める割合は73.7%で、そのうちの4割弱が昭和55年以前に建築されています（表1－８）。

（表1－8）持ち家の建築時期別住宅数　（単位：戸）

	住宅戸数	構成比	うち昭和55年以前建築戸数	住宅戸数に対する割合
持ち家	577,300 （549,100）	73.7% （72.4%）	215,100 （238,100）	37.3% （43.4%）

注）上段は H25 年、下段は H20 年の数値

（出典：H20,H25 住宅・土地統計調査）

県では既存木造住宅等の耐震化を推進するため、平成14年度から、住まいの安全「とうかい」防止対策事業（平成19年度から住宅・建築物耐震改修促進事業に改称）を実施してきました。診断を実施した住宅は42,783戸（内精密診断：14,354戸）で、そのうち2,119戸（約15%）で耐震補強を行っています（表１－９）。

（表1－9）耐震診断・改修の実績　（単位：戸）

区　分		H14~19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計
住　宅	耐震診断	29,846	3,898	2,407	1,405	2,308	1,407	884	628	42,783
	耐震補強	537	241	217	226	227	257	270	144	2,119
避難施設	耐震診断	60	67	38	74	47	37	33	38	394
特定既存耐震不適格建築物	耐震診断	1	4	14	8	9	5	3	5	49

※　上記耐震診断実績は、簡易診断及び精密診断（一般診断法）を合わせた件数

イ　住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると607,000戸となり、県内における住宅の耐震化率は、現状（平成25年時点）で約78%と推計されます（表1－10）。

《住宅における耐震化の現状》H25

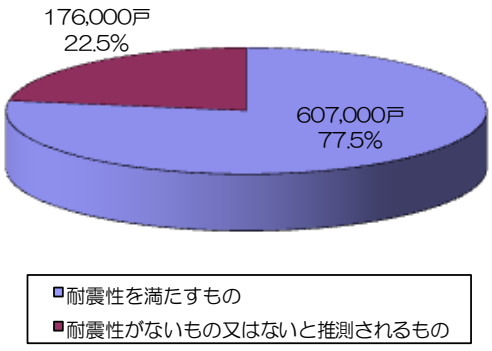

（表 1－10）住宅における耐震化率の現状　（単位：戸）

住宅総数（a）	783,000 （758,000）
耐震性を満たすもの（b=d+f+g）	607,000 （548,500）
耐震化率（c=b/a）	77.5% （72.4%）
昭和56年以降に建てられたもの（d）	529,400 （469,900）
昭和55年以前に建てられたもの（e）	253,600 （288,100）
既に耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの（f）	40,400 （46,600）
耐震改修を実施したことにより耐震性を有しているもの（g）	37,200 （32,000）
耐震性がないもの又はないと推測されるもの（h）	176,000 （209,500）

注）上段は H25 年、下段は H20 年の数値

（出典：H10,H15,H20 及び H25 住宅・土地統計調査から推計）

※　昭和56年に建築基準法の耐震関係規定が見直された（新耐震基準）ため、昭和56年以前と昭和57年以降で分けることが必要ですが、根拠としている住宅・土地統計調査が５年ごとに実施されており、昭和55年と昭和56年で分かれているため、住宅にあっては便宜上この区分を採用しています（以下同じ）。

また同様に、持ち家についてみると、昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を有するもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると420,600戸となり、持ち家住宅の耐震化率は、現状（平成25年時点）で約73%と推計されます（表１－１１）。

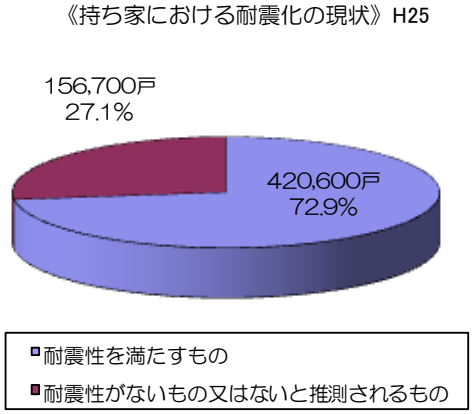

（表1－11）持ち家における耐震化率の現状　（単位：戸）

持ち家総数（a）	577,300 （549,100）
耐震性を満たすもの（b=d+f+g）	420,600 （367,600）
耐震化率（c=b/a）	72.9% （66.9%）
昭和56年以降に建てられたもの（d）	362,200 （311,000）
昭和55年以前に建てられたもの（e）	215,100 （238,100）
既に耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの（f）	21,300 （24,700）
耐震改修を実施したことにより耐震性を有しているもの（g）	37,100 （31,900）
耐震性がないもの又はないと推測されるもの（h）	156,700 （181,500）

注）上段は H25 年、下段は H20 年の数値

（出典：H10,H15,H20 及び H25 住宅・土地統計調査から推計）

(2) 特定既存耐震不適格建築物

ア　多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

県内に、多数の者が利用する建築物は7,507棟あります。このうち昭和56年以前に建築されたもの2,452棟のうち、耐震性を有するもの又は耐震性を有すると推測されるもの1,679棟に昭和57年以降に建築されたもの5,055棟を加えた、6,734棟が耐震性を有すると考えられます。従って、多数の者が利用する建築物の耐震化率は現状（平成27年）で約90%と推計されます（表１－１２、１－１３）。

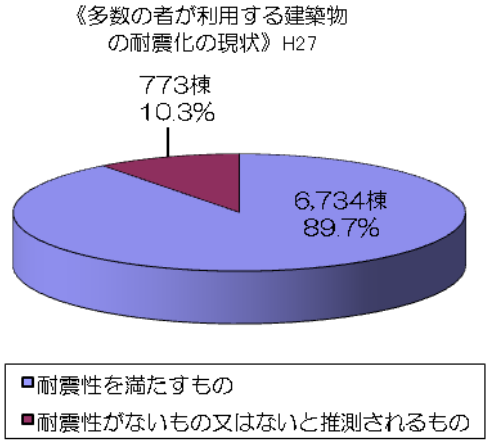

（表1－12）多数の者が利用する建築物における耐震化率の現状（単位：棟）

多数の者が利用する建築物総数（a）	7,507 （7,415）
耐震性を満たすもの（b=d+f）	6,734 （6,194）
耐震化率（c=b/a）	89.7% （83.5%）
昭和57年以降に建てられたもの（d）	5,055 （4,752）
昭和56年以前に建てられたもの（e）	2,452 （2,663）
耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの（f）	1,679 （1,442）
耐震性がないもの又はないと推測されるもの（g）	773 （1,221）

注）上段は H27 年、下段は H23 年の数値

（表1－13）多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（詳細）　（単位：棟）

多数の者が利用する建築物の区分	Ⅰ災害応急対策を実施する拠点となる建築物	Ⅱ災害時に避難施設となる建築物	Ⅲ災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	Ⅳ被災時要援護者が利用する建築物	Ⅴその他の建築物	合　計
具体的な用途	事務所（庁舎等）、保健所等公益的な施設	学校（幼稚園を除く）、体育館	病院、診療所	幼稚園、保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設	ホテル、旅館、工場共同住宅（賃貸）等	
平成18年における棟総数	250	1,982	279	347	4,317	7,175
平成23年における棟総数	286	2,012	292	428	4,397	7,415
平成27年における棟総数（a）	291	1,939	291	482	4,504	7,507
耐震性を満たすもの（b=d+f）	260	1,872	245	438	3,919	6,734
耐震化率（c=b/a）	89.3%	96.5%	84.2%	90.9%	87.0%	89.7%
昭和57年以降に建築された棟数（d）	180	1,009	202	386	3,278	5,055
昭和56年以前に建築された棟数（e）	111	930	89	96	1,226	2,452
耐震性を有するもの又は有していると推測されるもの（f）	80	863	43	52	641	1,679
耐震性がないもの又はないと推測されるもの（g）	31	67	46	44	585	773

イ　緊急輸送道路等沿道建築物の現状

平成26年度、県内を通過する国道153号線全線の調査結果を用いて、県全体の緊急輸送道路沿道の耐震基準別の建築物棟数の推計を行いました。推計によると、法第５条第３項第３号の規定により本計画で定める道路に敷地が接する昭和56年以前に建築された緊急輸送道路等沿道建築物は、3,064棟あります。これらには、平成18年の法改正前は耐震改修促進法において努力義務が課せられていなかったこと等から、耐震診断が進んでおらず、耐震性が確認されていない建築物が多く存在しています（表１－１４、表１－１５）。

（表1－14）　国道153号線調査結果に基づく旧耐震率と単位あたり棟数

都市計画区域	DID	用途地域	路線延長(km)	旧耐震（棟）	新耐震（棟）	不明（棟）	合計（棟）	旧耐震率	単位あたり棟数（棟/km）
区域外			49.2	24	8	12	44	81.8%	0.9
区域内	外	指定外	44.2	21	36	3	60	40.0%	1.4
		指定	21.6	28	16	3	47	66.0%	2.2
	内		14.3	75	53	36	164	67.7%	11.5
		指定外	0.1	0	0	0	0	-	0.0
合　計			129.4	148	113	54	315	64.1%	2.3

（表１－１５）県全体の推計【国道153号全線の「単位当たり棟数」、「旧耐震率」で推計】

都市計画区域	DID	用途地域	路線延長(km)	通行障害建築物棟数	旧耐震（棟）	新耐震（棟）	旧耐震率	単位あたり棟数（棟/km）
区域外	外	指定外	1,197.4	1,070	875	195	81.8%	0.9
区域内	外	指定外	852.3	1,158	463	695	40.0%	1.4
区域内	外	指定	221.2	481	317	164	66.0%	2.2
区域内	内	指定	181.2	2,081	1,408	672	67.7%	11.5
区域内	内	指定外	11.4	0	0	0	－	0.0
合　計			2,486.5	4,789	3,064	1,725	－	－
DID 内小計			192.6	2,081	1,408	672	－	－

(3) 要緊急安全確認大規模建築物

平成25年の法改正により、法附則第3条の規定による要緊急安全確認大規模建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を平成27年12月31日までに所管行政庁へ報告することが義務付けられました。

本県における要緊急安全確認大規模建築物は、平成28年３月末時点で99棟あります。

(4) 公共建築物（県有施設）

前計画期間内に県有施設耐震化整備プログラム（平成19年策定）に基づく主要施設1,233棟の耐震化が完了し、県有施設全体の耐震化率（床面積ベース）が92.1%となりました。

《県有施設耐震化整備プログラムに基づく耐震化の現状》H27

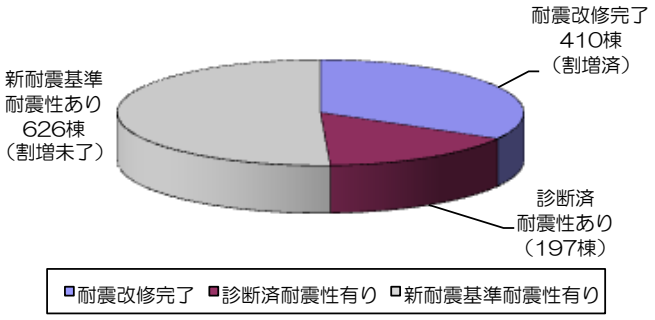

３　住宅及び多数の者が利用する建築物の目標の設定

基本方針において、「住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95%とする」ことを目標としていますが、本県において想定される地震の規模、被害の状況及び現状の耐震化率を踏まえ、平成32年における耐震化率の目標を以下のとおりとします。

ア　住宅については、耐震化率の目標を90%とします。

イ　多数の者が利用する建築物については、耐震化率の目標を95%とします。

(1)　住宅（目標を達成するために耐震化が必要な戸数）

今後 7 年間（H25 から）においても、建築物の老朽化等に伴う建替えや除却（以下「建替え等」という。）、または人口の減少（世帯数は横這い）により、耐震性を満たさない建築物が減ると予想されるため、建築物全体における耐震化率は向上します。

これまでと同じペースで住宅の建替え等が推移すると仮定し、平成 32 年時点の目標である 90%を達成するために耐震化が必要な住宅の戸数を算出します。

《平成32年までに耐震化が必要な住宅の戸数》

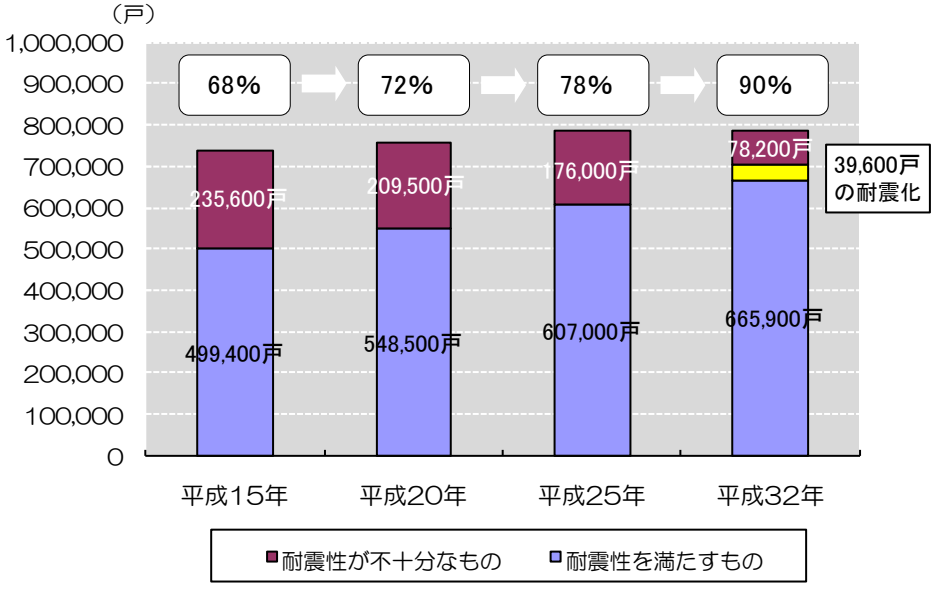

(2) 多数の者が利用する建築物（目標を達成するために耐震化が必要な棟数）

また、住宅と同様に、多数の者が利用する建築物においても、これまでと同じペースで建替え等が推移すると仮定し、平成 32 年までの５年間に耐震化が必要な棟数を算出します。

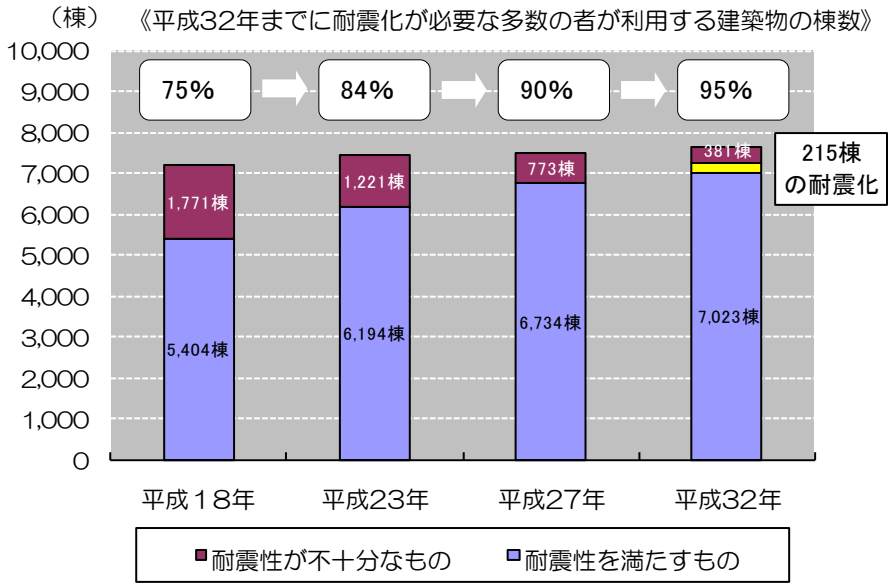

多数の者が利用する建築物は、前計画期間内において、公共建築物の耐震化が進捗したことにより耐震化率が上昇しました。今後、更なる安全・安心の確保のため、各施設の主管関係部局と連携し耐震化を促進するとともに、子供たちが利用する施設である学校等（小・中学校、高校、幼稚園・保育所）については、平成 32 年における耐震化率の目標を定め、重点的に耐震化を進めるものとします。

また、ホテル・旅館や災害時に負傷者等の対応を行う災害拠点病院等の耐震化の啓発や促進を行うものとします。

ア　子供たちが利用する施設である学校等については、耐震化率の目標を100%とします。

4　要緊急安全確認大規模建築物の目標の設定

要緊急安全確認大規模建築物は、震災による倒壊被害が甚大になる恐れがあるため、今後５年間重点的に耐震化を促進し、耐震化を完了させるものとします。

５　公共建築物の耐震化の目標

県及び市町村が所有する公共建築物の耐震化については利用者の安全確保に加え、災害時に、被害情報の収集や災害対策指示、避難場所等として活用、災害による負傷者の治療が行われるなど、応急活動の拠点として活用されています。このため、防災対策上の観点から耐震化を計画的に進める必要があります。公共建築物のうち、県有施設にあっては、以下の考え方に沿って耐震化を推進します。また、市町村有施設については、災害時の重要性に鑑み、県に従じ、耐震化の目標設定や整備プログラムの策定に努めるものとします。

(1) 県有施設の耐震化の基本方針

県有施設においては、災害時に拠点となる施設及び多数の者が利用する建築物（以下「災害拠点施設等」という。）の耐震化を優先して行い、その後は対象施設を他の県有施設に拡大するものとします。また、県民の居住施設となる県営住宅についても耐震化を進めるものとします。構造体の耐震化を優先して行い、次いで、非構造部材や建築設備等の耐震対策を行うものとします。

ア　県有施設の耐震化の目標

平成 19 年度に策定した県有施設耐震化整備プログラムに基づき、県有施設（県営住宅を除く。以下同じ。）のうち昭和 56 年以前に建築された災害拠点施設等の 607 棟は、平成 27 年度までに耐震化が完了しています。引き続き関係部局と連携し、計画的に耐震化を進めるとともに、今後、更なる安全・安心の確保のため、災害拠点施設としての業務継続のための耐震性能の向上、つり天井の脱落防止及び災害拠点施設等以外の県有施設の耐震化を推進します。

⑺ 耐震化を推進するための整備プログラムの策定

県有施設の耐震化を計画的に進めるため、(1)の基本方針に沿って「第二期県有施設耐震化整備プログラム」を別途策定し、平成32年までの耐震化の対象を具体的に定めるものとします。

⑴ 耐震診断結果の公表等

県有施設にあっては、耐震化の状況を、別途県のホームページ等で公表することとします。

イ　県営住宅の耐震化の目標

県営住宅の平成27年度末における耐震化率は99.8%です。耐震化未完了の3棟について、できるだけ速やかに用途廃止し除却します。

今後は、居住者のさらなる安全確保をめざし、非構造部材の耐震対策やエレベータの改修を進めていきます。

第２　建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

１　耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

耐震化を推進するためには、住宅や建築物の所有者（以下「所有者」という。）が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。県は、こうした所有者の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などの必要な施策を講じるものとします。

(1) 耐震化の推進のための役割分担（図２－１）

ア　住宅や建築物の所有者

現在、コストの問題のほか、後継者がいない等の理由により、耐震診断や耐震改修は進んでいない状況にあります。また、県内においては大きな住宅が多く、補強工事の負担感が大きい又は優先順位が低いといった課題があります。住宅・建築物の耐震化を進めるためには、所有者が、住宅や建築物の耐震化や防災対策を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが必要不可欠です。耐震診断や耐震改修を積極的に行うことのほか、地震保険料の割引制度や耐震改修促進税制の活用等も考えられます。

イ　建築関係団体等

建築団体やNPOにあっては、県民が自ら耐震化を行う際、専門家としての立場から適切なアドバイスを行うとともに、行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートすることが必要です。

ウ　市町村

市町村においては、最も身近な地方公共団体として、地域の実状に応じて所有者を支援することが必要です。

エ　県

県は所有者の取組みをできる限り支援する観点から、所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など必要な施策を市町村や関係団体等と連携しながら実施するものとします。

（図2－1） 耐震化の推進のための役割分担

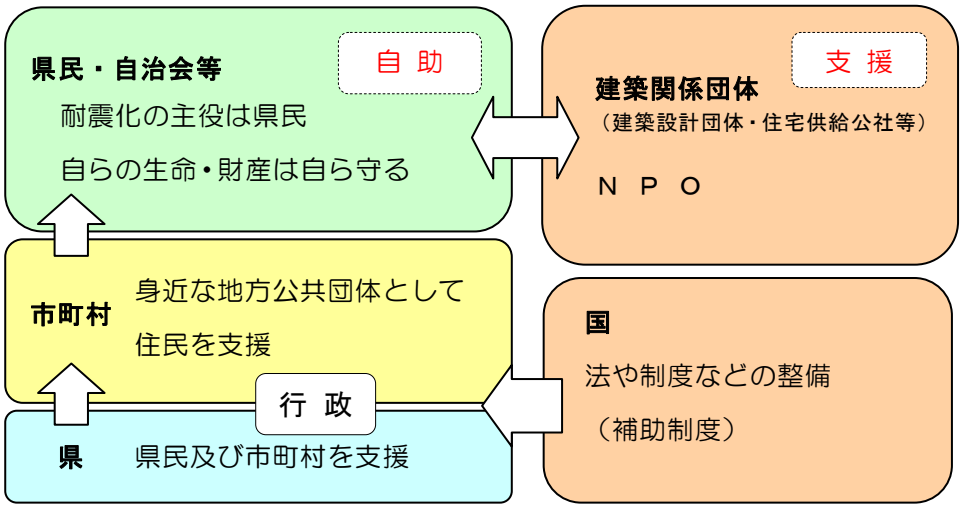

２　住宅等の耐震性に関する県民の意識

平成27年12月実施　「住まいに関する県民アンケート」

調査対象	長野県内に住む満20歳以上の男女個人
調査対象者数	2,000人
抽出方法	層化2段無作為抽出法
調査方法	郵送
調査時点	平成27年12月8日～平成27年12月22日
調査地点	19市23町35村の計200地点（1地区各10人）

平成27年12月に県が実施した「住まいに関する県民アンケート」の速報結果によると、住宅の地震に対する安全性（耐震性）についてどう考えているかを聞いたところ、「耐震性はある（または、あると思う）」が39.1%と最も多くなりました。また、「耐震性は不足している（または、不足していると思う）」が29.3%となりました（表2－1）。

（表2－1）県民アンケートの結果（住宅の地震に対する安全性（耐震性））

	回答数	割　合
1　耐震性はある（または、あると思う）	386人	39.1%
2　耐震性は不足している（または、不足していると思う）	289人	29.3%
3　関心はあるが、耐震性があるかどうか分らない	273人	27.7%
4　特に関心がない	15人	1.5%
5　その他	5人	0.5%
無回答	18人	1.8%

耐震性が不足していると分かった場合の対策について尋ねたところ､｢特に住宅の補強はしないが、本棚、家具などの転倒防止対策は行いたい」が31.5%と最も高くなりました。次いで「倒壊せず避難ができる程度に住宅を補強したい。」が28.0%となっています（表2－２）。

（表2－2）県民アンケートの結果（耐震性の対策）

	回答数	割　合
１　全く壊れないように住宅を補強したい	168人	17.0%
２　倒壊せず避難ができる程度に住宅を補強したい。	276人	28.0%
３　特に住宅の補強はしないが耐震シェルター（耐震ベッド）を設置することで、少なくとも就寝時の安全は確保したい。	26人	2.6%
４　特に住宅の補強はしないが、本棚、家具などの転倒防止対策は行いたい	311人	31.5%
５　現在の住宅の対策をとるのではなく、建替えや別の住宅への住替えをしたい	75人	7.6%
６　特に対策をとらない。	96人	9.7%
７　その他	17人	1.7%
無回答	17人	1.7%

耐震性の対策で、３～６を選んだ方に理由を尋ねたところ、「資金に余裕がないから」が52.4%と最も多く、次いで「住宅の後継者がおらず、お金をかける気がないから」10.2%、「借家だから。」10.2%と続いています（表2－３）。

（表2－3）県民アンケートの結果（補強しない理由）

	回答者数	割　合
１　資金に余裕がないから	266人	52.4%
２　どの業者に依頼すればよいか分からないから	3人	0.6%
３　居住性や使い勝手が悪くなりそうだから	13人	2.6%
４　住み続けながらの工事は大変そうだから	41人	8.1%
５　自分が住んでいる間には、大地震は来ないと思うから	18人	3.5%
６　住宅の後継者がおらず、お金をかける気がないから	52人	10.2%
７　借家だから	52人	10.2%
８　その他	29人	5.7%
無回答	34人	6.7%

以上のアンケート結果から、県民意識として次のことがわかります。

⑴ 約３割の方が住宅の耐震性が不足していると感じています。

⑵ 住宅の補強はしないが、本棚、家具などの転倒防止対策は行いたいと考えている方が最も多く、次いで、倒壊せず避難ができる程度に住宅を補強したいと考えている方となっています。

⑶ 耐震補強を行わない理由として、資金的な理由により実施できない方が最も多く、次いで、後継者がいないためお金をかける気がないからとなっています。

これらの結果から、耐震診断や耐震改修を促進するためには、県民が安心して改修を行うことができる体制の整備を引き続き行っていくことが必要です。

３　耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

(1) 補助事業等の実施（平成28年度現在）

ア　住宅に関する支援

県においては、住宅・建築物の耐震化を促進するため、平成14年度から、すまいの安全「とうかい」防止対策事業（平成19年度から住宅・建築物耐震改修促進事業に改称）（補助事業）を実施してきました。県内の全ての市町村において事業が実施され、どの地域においても所有者が耐震化に関する支援策を受けることができるよう、市町村と連携しながら、昭和56年以前の住宅について、耐震診断及び耐震改修等に対し引き続き支援していきます。また、耐震以外の支援制度（一般リフォーム等）と組みあわせるなど、使い勝手の向上と費用負担の低減を工夫していきます。

さらに、住宅の中でも古民家は、地域の原風景を構成する重要な要素ですが、外観を生かした耐震補強工法が普及していないこともあり、伝統構法等の比較的高額な耐震設計に対しても支援をしていきます（表２－４）。

（表2－4）事業の概要

区　分	耐震診断		耐震設計	耐震改修
対象建築物	昭和56年以前の住宅		昭和56年以前の住宅	昭和56年以前の住宅
	木造戸建	木造戸建以外	木造戸建	
助成内容	市町村が実施する耐震診断士の派遣に要する経費に助成	耐震診断に要する経費に助成	耐震設計に要する経費に助成	耐震改修工事に要する経費に助成
補　助 対象経費	6.4万円／戸	13.4万円／戸	30万円／戸	120万円／戸
補 助 率	国　：１／２ 県　：１／４ 市町村：１／４	国　：１／３ 県　：１／６ 市町村：１／６ 所有者：１／３	国　：１／３ 県　：１／６ 市町村：１／６ 所有者：１／３	国　：11.50% 県　：19.25% 市町村：19.25% 所有者：１／２

※　耐震改修（補強）の補助対象経費の額が異なる市町村があります。

住宅の耐震改修を行いやすくするためには、低コストかつ簡易な工法などが求められており、県は新たに開発された耐震補強工法（耐震金物）等に関し、「長野県建築物構造専門委員会（旧：長野県既存木造住宅耐震化評価委員会）」による評価を引き続き実施していきます。また、評価結果については県のホームページで公表していきます（表２－５）。

（表2－5）

これまでに評価された耐震補強工法等（H27.12.31現在）	35件

イ　特定既存耐震不適格建築物等に関する支援

住宅に加え、特定既存耐震不適格建築物の耐震化を促進するため、平成19年度から耐震診断に対する支援を実施してきました。今後も引き続き、市町村と連携しながら耐震診断に対して支援をしていきます（表２－６）。

（表2－6）事業の概要

区　分	耐震診断	緊急輸送道路等沿道建築物 実態調査補助事業
対象建築物	特定既存耐震不適格建築物	―
助成内容	耐震診断に要する経費（設計図書の復元、第三者機関の判定等に要する経費を含む。）に助成	緊急輸送道路等沿道建築物の実態調査に要する経費に助成
補　助 対象経費	1.03～2.06千円／㎡ （設計図書の復元、第三者機関の判定等を行う場合は1,540千円を加算）	調査に要する経費
補 助 率	国　：1／3 県　：1／6 市町村：1／6 所有者：1／3	国　：1／2 県　：1／4 市町村：1／4

ウ　避難施設に関する支援

地震時に避難施設となる建築物の耐震化に対し支援していきます。（表２－7）

（表2－7）事業の概要

区　分	耐震診断	耐震補強
対象建築物	昭和56年以前の避難施設	昭和56年以前の避難施設
助成内容	市町村が実施する耐震診断士の派遣に要する経費に助成	耐震補強工事に要する経費に助成
補　助 対象経費	1千円／㎡	50,300円／㎡
補 助 率	国　：1／3 県　：1／3 市町村：1／3	国　：1／3 県　：1／6 市町村：1／6 所有者：1／3

エ　要緊急安全確認大規模建築物に関する支援

平成25年の法改正により、要緊急安全確認大規模建築物の所有者は、耐震診断を行い、平成27年12月31日までにその結果を所管行政庁に報告することが義務付けられました。

報告期限が過ぎ、今後は耐震改修に対する支援をしていきます（大規模建築物等耐震改修緊急促進事業）（表２－８）。

（表2－8）事業の概要

区　分	耐震改修
対象建築物	要緊急安全確認大規模建築物
助成内容	耐震改修に要する経費に助成
補　　助 対象経費	50,300円／㎡
補 助 率	国　　：　1／3※ 県　　：　5.75% 市町村：　5.75% 所有者：　55.2%

※　耐震対策緊急促進事業による国単独の上乗せ補助を含む。

4　安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して耐震改修を実施することができる環境の整備が重要となります。

(1)　所有者が耐震改修等を行いやすい環境の整備

住宅にあっては、啓発パンフレットの配布や広報紙の活用により、耐震化の必要性について周知を図ります。

また、耐震改修の実例集、耐震改修工法に関する資料等により、住民に対して情報提供を行います。

(2)　耐震改修等に関する相談窓口の設置

法を所管する行政庁の建築担当課に加え、全市町村に設けている「耐震改修相談窓口」において、耐震改修等に関する相談に引き続き対応していきます。

(3)　専門家の育成

住宅・建築物耐震改修促進事業の実施に際し、耐震診断等に関する知識、技術を修得するための「長野県木造住宅耐震診断士養成講習会」等を実施し、受講修了者を名簿に登録して耐震診断等の業務を行っており、登録簿の閲覧や紹介などを行っていきます。また、診断等で所有者と接する際には、登録証を提示するなど、所有者に安心を与えることを心がけて実施します（表２－９）。

（表2－9）

長野県木造住宅耐震診断士の登録数（H27.12.31現在）	2,153名

５　地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、次の事項を含めた総合的な安全対策を推進します。

(1) ブロック塀等の転倒防止対策

地震時、ブロック塀や擁壁が転倒するとその下敷きになり死傷者が発生します。今後も建築物防災週間等の機会をとおし、通学路等を中心に危険個所の点検・指導を進めます。また、地域住民が自ら地域内の危険個所の点検を行う活動を支援します。

(2) 非構造部材の耐震対策

近年の大地震や東北地方太平洋沖地震では、体育館等において天井材の落下が見られました。地震による被害は、柱や梁といった建築物の構造体のみでなく、窓ガラスや天井、外壁などの非構造部材の落下による被害を防止する必要があります。

今後も定期報告制度などを通じて、非構造部材の耐震対策について、指導・助言を進めていきます。

(3) エレベーターの閉じこめ防止対策等

平成17年７月に発生した千葉県北西部地震では、首都圏の多くのエレベーターが緊急停止し、多くの方が中に閉じこめられる事例が発生しました。また、東北地方太平洋沖地震においては、エレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形する事案が多数発生しました。通常時の維持管理体制のほか、P波感知型地震時管制運転装置の設置、釣合おもりの脱落防止などの対策を講じるよう、定期調査報告の機会を捉えて、指導・助言を行います。

(4) エスカレーターの脱落防止対策

東北地方太平洋沖地震及びその余震において、ショッピングセンターに設置されていたエスカレーターが落下するという被害が複数発生しました。既設のエスカレーターについては十分なかかり代を設けるなどの対策を講じるよう、定期調査報告の機会を捉えて、指導・助言を行います。

(5) その他建築設備の耐震対策

大地震時に建築物がその機能を発揮するためには、建築物が倒壊しないだけではなく、建築設備の耐震対策も重要です。給湯設備の転倒防止対策や配管等の設備の落下対策など、建築設備の耐震対策を周知・促進します。

６　地震発生時に通行を確保すべき道路

法第５条第３項第３号に基づき、建築物の倒壊により緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路として、「長野県地域防災計画」に定められた緊急輸送路（１次・２次）を指定し、その沿道建築物の耐震化を推進することとします。

また、法第５条第３項第２号に基づく耐震診断を義務付ける道路の指定については、沿道建築物の実態調査等を基に、市町村や関係部局と調整のうえ、指定に向けた検討を行います（表２－10）。

（表2－10）地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路

地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路（法第５条第３項第３号）	総延長（km）
長野県地域防災計画に定める緊急輸送路（１次・２次）	約2,486.5ｋｍ

７　特定優良賃貸住宅等の空家の活用

法第５条第３項第４号に基づき、住宅の所有者等が耐震改修を行う際に仮住居の確保が必要となる場合、特定優良賃貸住宅や特定公共賃貸住宅（地域特別賃貸住宅を含む。）を仮住居として活用できるものとします（表２－11）。

（表2－11）特定優良賃貸住宅等の戸数（H27.3.31現在）　（単位：戸）

特定優良賃貸住宅等	1,276

８　長野県住宅供給公社による耐震診断及び耐震改修

法第５条第３項第５号に基づき、長野県住宅供給公社は、民間事業者を補完する立場で、住宅等の耐震診断及び耐震改修に関する支援を行うこととします。

９　地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、がけ地近接等危険住宅移転事業等を活用し、耐震化を推進します（表２－１２）。

（表2－12）事業の概要

区　　分		【事業名】概　　要	補　助　率		
			国	県	市町村
危険住宅の移転等 除却、新築・移転 先の土地の購入等	除却補助 ・ 利子補給	【がけ地近接等危険住宅移転事業】 危険住宅を除却し、安全な 住宅の建て替えの促進	1/2	1/4	1/4

第３　建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

県・市町村・建築団体と連携し、耐震対策への意識啓発と耐震化の必要性について理解を深めるよう住宅・建築物の所有者への啓発の強化を行うものとします。

１　地震ハザードマップの作成及び公表

所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、住宅や建築物の耐震化又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるよう、今後、県又は市町村において地震に関するハザードマップを作成し、ホームページ等で公表していくこととします。

２　相談体制の整備及び情報提供の充実

県の地方事務所建築担当課及び全市町村に設置されている相談窓口において、住宅等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する相談や耐震改修工法・専門家の紹介等の情報提供を行います。

また、チラシの配布や広報誌、パンフレット、ポスター、ホームページや新聞、テレビ等あらゆる機会を通じ、耐震化に関する情報を発信していきます。

３　パンフレットの作成及び配布並びにセミナー・講習会の開催

耐震診断や耐震改修に対する補助事業や改修事例等を含めた各種パンフレットを作成・配布し、耐震化に関する啓発を改めて行います。

また、市町村と連携し、自治会等の求めに応じて現地に出向き、耐震化の必要性や支援策などを直接住民に対し説明するなどの出前講座を行うと伴に、住民に身近な地区公民館などでも出張講座を実施します（表３－１）。

（表3－1）これまでの出前講座の事例

実施先	概　　要
学校、自治会等	耐震化の必要性、地震防災対策、制度の説明等

４　リフォームにあわせた耐震改修の誘導

内外装の改修やキッチンの更新、バリアフリー工事等のリフォーム工事に併せて耐震改修を行うことは、費用や施工面で効率的であることから、リフォーム工事に併せた耐震改修を誘導します。

広報や民間事業者等の行う住宅関連フェアや市町村のリフォーム工事への補助制度等と併せて、住宅等の所有者に対して啓発を行います。

５　町内会等との連携

地域の人々が生活の場を皆で守るという考え方が重要です。

地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であるばかりでなく、平常時の防災訓練や地域における危険箇所の改善等の点検活動等、自主防災活動が重要であることから、市町村と連携し、啓発や必要な支援を行います。

６　耐震改修促進税制等の周知

個人が住宅の耐震改修を行った場合、当該改修に要した費用の10%相当額（上限20万円《平成31年６月30日までは25万円》）を所得税額から控除できたり、固定資産税の税額を一定期間２分の１に減額（120㎡相当部分まで）できるなど、税制の特例措置が適用されています。この特例措置の適用については、平成23年度税制改正により地域要件が撤廃され、全ての住宅で適用が可能なことから、こうした税制を有効に活用し、耐震改修の促進につなげるため、制度の周知を徹底します。また、耐震改修をした、又はする中古住宅の取得に伴う税制特例も多いことから、あわせて周知を行います。

７　各種認定制度による耐震化の促進

平成25年の法改正により、建築物の耐震化を円滑に進めるための促進策が講じられました。これら制度を積極的に活用して、耐震化を促進します。

(1) 耐震改修工事に係る容積率、建蔽率の特例（法第17条）

法改正により、認定を受けることのできる耐震改修工法の拡大が図られるとともに、耐震改修でやむを得ず増築するものについて、耐震改修計画の認定を受けることにより、容積率や建蔽率の特例措置が認められ、建築物の円滑な耐震化を図ります。

(2) 建築物の地震に対する安全性の認定・表示制度（法第22条）

耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物の所有者は、その建築物や広告等に認定を受けた旨を表示することができます。

この認定制度は建築物の所有者からの申請に基づく任意のものであるため、表示がされていないことをもって、建築物が耐震性を満たさないこととはならないことについて正しく周知するとともに、公共建築物については表示制度を積極的に活用し、制度の周知を図ります。

(3) 区分所有建築物の議決要件の緩和（法第25条）

耐震性が確保されていない区分所有建築物の管理者等は、当該区分所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。

これにより、区分所有法による共用部分の変更決議要件が3／4から1／2に緩和されます。

第４　建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

１　法による指導等の実施

(1) 診断義務付け対象建築物に対する指導等の実施

ア　診断義務付け対象建築物である旨の周知

本計画により要安全確認計画記載建築物を定めた場合には、その所有者に対して、耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁へ報告する義務のある建築物（以下「診断義務付け対象建築物」という。）となっている旨について、文書の送付による通知等により十分な周知を行うとともに、その確実な実施を図ります。

イ　期限までに耐震診断の結果を報告しない場合の指導等

診断義務付け対象建築物について、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別に文書の送付による通知等を行い、耐震診断結果の報告を促します。それでもなお報告しない場合は、所有者へ相当の期限を定めて耐震診断結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報やホームページ、各地方事務所等へ掲示することにより公表します。

ウ　耐震診断結果の公表

報告された耐震診断の結果の公表については、対象用途ごとに取りまとめた上で、ホームページ等により行うとともに、公表時期については耐震改修の実施の検討に要する期間を考慮して行います。

また、公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなどして、迅速に耐震改修等に取り組んだ所有者に配慮することとします。

エ　耐震改修の指導及び助言並びに指示等

報告された耐震診断の結果を踏まえ、改修に関する説明又は文書の送付により必要な指導・助言を行います。指導に従わない場合は、耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付するなどにより指示を行います。また、正当な理由がなく、指示に従わない場合は、その旨を公報やホームページ、各地方事務所等へ掲示することにより公表します。

(2) 耐震診断義務付け対象建築物以外の建築物に対する指導等の実施

所管行政庁は、すべての特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、また、その他の建築物（一定の既存耐震不適格建築物）の所有者には必要に応じて、法に基づく指導及び助言を行うものとします（表４－１）。

ア　指導及び助言は、耐震化の必要性や改修に関する説明又は文書の送付により行います。

イ　指示は、耐震診断及び耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付するなどにより行います。

ウ　公表は、公報やホームページ、各地方事務所等へ掲示することにより行います。

（表４－１）

区 分	努力義務	指導及び助言	指　示	公　表
法	特定既存耐震不適格建築物（法第14条、法15条第１項）		特定既存耐震不適格建築物（法15条第２項）	指示を受けた所有者が正当な理由がなく、その指示に従わなかった場合
	一定の既存耐震不適格建築物（法第16条第１項、第２項）		－	－

２　建築基準法による勧告又は命令等の実施

(1) 法第12条第３項又は法第15条第３項に基づき公表を行ったにもかかわらず、所有者が耐震改修を行わない場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第３項による命令を行います。

(2) 損傷、腐食、その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第１項に基づく勧告や同条第２項の規定に基づく命令を行います。

第５　その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

１　市町村が定める耐震改修促進計画

現在（平成27年度）、長野県では全ての市町村において「市町村耐震改修促進計画」を策定しています。本計画に基づいて「市町村耐震改修促進計画」を改定又は策定するよう努めるものとします。改定又は策定にあたっては、道路部局、防災部局等とも連携するとともに、県における耐震化の目標や施策との整合を図りながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが望まれます。また、県にあっては、県の定めた目標と市町村の定める目標との整合が図られるよう調整を行うとともに、市町村耐震改修促進計画の改定等に対し情報提供その他の支援を行います。

【市町村の計画に盛り込むべき主な内容】

⑴ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
⑵ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
⑶ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
⑷ 所管行政庁との連携に関する事項
⑸ その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

【市町村の計画に記載することができる事項】

⑴ 建築物が地震によって倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、沿道建築物の耐震改修の促進を図ることが必要な道路に関する事項

市町村耐震改修促進計画は、より地域に密着したものであることから、上記の中で、重点的に耐震化をすべき区域の設定や優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定、自治会等との連携策・取り組み支援策等についても定めることが考えられます。

２　関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

本計画を実施するにあたり、今後、関係団体等との協議会の設置について検討します。

３　その他

本計画は、目標値の達成状況等について、適宜、評価・検証を行うほか、計画終了年次（平成32年度）に事後評価を行うこととします。

別表１（多数の者が利用する一定規模以上の建築物）

<table>
<tr><th>用　　途</th><th>規　　模
（指導・助言対象）</th><th>参　　考
（指示対象）</th></tr>
<tr><td>幼稚園、保育所</td><td>階数２以上かつ 500 ㎡以上</td><td>階数２以上かつ 750 ㎡以上</td></tr>
<tr><td>小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校</td><td>階数２以上かつ 1,000 ㎡以上</td><td>階数２以上かつ 1,500 ㎡以上</td></tr>
<tr><td>学校（上記学校を除く。）</td><td>階数３以上かつ 1,000 ㎡以上</td><td></td></tr>
<tr><td>老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの</td><td rowspan="2">階数２以上かつ 1,000 ㎡以上</td><td rowspan="2">階数２以上かつ 2,000 ㎡以上</td></tr>
<tr><td>老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>体育館（一般公共の用に供されるもの）</td><td>階数１以上かつ 1,000 ㎡以上</td><td>階数１以上かつ 2,000 ㎡以上</td></tr>
<tr><td>病院、診療所</td><td rowspan="23">階数３以上かつ 1,000 ㎡以上</td><td rowspan="5">階数３以上かつ 2,000 ㎡以上</td></tr>
<tr><td>ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</td></tr>
<tr><td>劇場、観覧場、映画館又は演芸場</td></tr>
<tr><td>集会場、公会堂</td></tr>
<tr><td>展示場</td></tr>
<tr><td>卸売市場</td><td></td></tr>
<tr><td>百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗</td><td rowspan="2">階数３以上かつ 2,000 ㎡以上</td></tr>
<tr><td>ホテル又は旅館</td></tr>
<tr><td>賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿</td><td></td></tr>
<tr><td>事務所</td><td></td></tr>
<tr><td>博物館、美術館又は図書館</td><td rowspan="6">階数３以上かつ 2,000 ㎡以上</td></tr>
<tr><td>遊技場</td></tr>
<tr><td>公衆浴場</td></tr>
<tr><td>飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗</td></tr>
<tr><td>工場</td><td></td></tr>
<tr><td>車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの</td><td rowspan="3">階数３以上かつ 2,000 ㎡以上</td></tr>
<tr><td>自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設</td></tr>
<tr><td>保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物</td></tr>
</table>

別表２（要緊急安全確認大規模建築物）

用　　途	規　　模
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数２以上かつ 3,000 ㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数１以上かつ 5,000 ㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数３以上かつ 5,000 ㎡以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数３以上かつ 5,000 ㎡以上
ホテル又は旅館	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数２以上かつ 5,000 ㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
幼稚園、保育所	階数２以上かつ 1,500 ㎡以上
博物館、美術館又は図書館	階数３以上かつ 5,000 ㎡以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	階数３以上かつ 5,000 ㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	階数１以上かつ 5,000 ㎡以上で 敷地境界線から一定距離以内に存する建築物

【別　添】

長野県耐震改修促進計画の実施結果について

1　根拠法令

建築物の耐震改修の促進に関する法律（通称：耐震改修促進法）第５条
都道府県は、国の基本方針に基づき、都道府県耐震改修促進計画を定める

2　計画の概要

(1) 策　　定　　平成 19 年１月（一部変更：平成 24 年３月、平成 26 年３月）
(2) 計画期間　　平成 18 年度～平成 27 年度（10 年間）
(3) 計画目標等

◆ 対象建築物：昭和 56 年５月以前に建てられた建築物

住　宅	特定既存耐震不適格建築物	公共建築物（県有施設）	沿 道 建 築 物
	多数の者が利用する大規模な建築物 	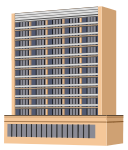	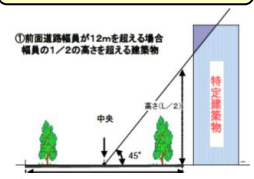 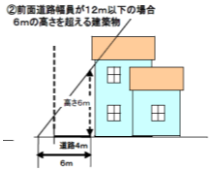
例） 戸建住宅、 アパート、 マンション等	例） 学校、病院、 社会福祉施設、 ホテル、百貨店等	全ての県有施設のうち、 災害拠点施設及び 特定既存耐震 不適格建築物	緊急輸送路沿いの建築物で倒壊により道路を閉塞するおそれのある建築物
目標　90%	目標　90%	目標　100%	県地域防災計画の緊急輸送路を指定
当初　67.9%	当初　75.3%	当初　65.4%	平成 26、27 年度に沿道建築物の実態調査を実施
H25　77.5% （H25　82%）	H27　89.7% （H25　85%）	H27　100%	

※（　）内は全国

3　計画期間内の主な地震

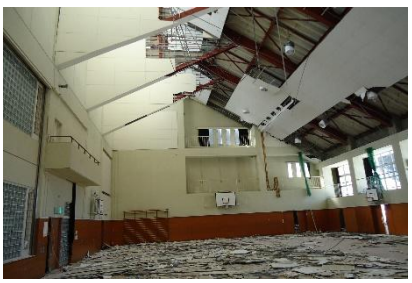
長野県北部の地震（H23.3.12）

長野県中部の地震（H23.6.30）

長野県神城断層地震（H26.11.22）

4 計画期間内における耐震化等について

住　宅

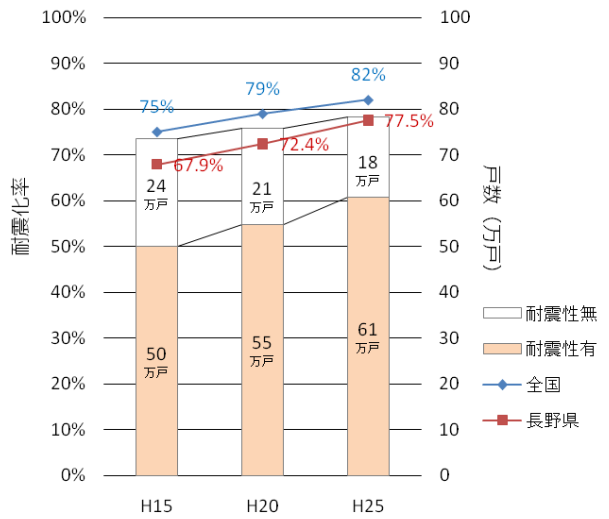

◇ 耐震化の進捗状況

【結果】

- 耐震化率は（H15～H25）で 9.6%上昇
  毎年約 1%の増加
- 全国より約 4.5%低い状況（H25 時点）
- H25 時点で耐震性が無いと推測される住宅は約 18 万戸

【要因】

- S56 年以前の住宅の建替え等による耐震化の進展

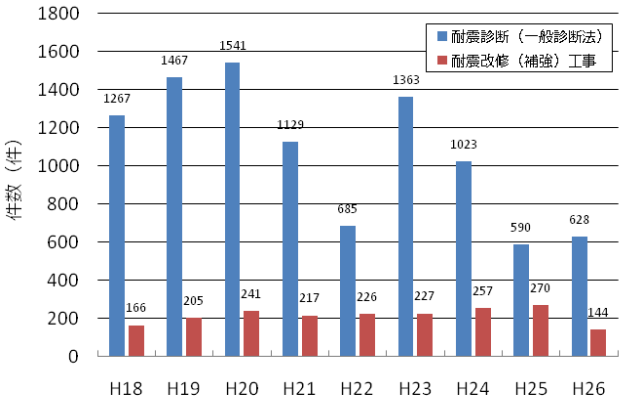

◇ 補助事業による耐震化の実績

【結果】

① 耐震診断
- 約 1,000 件/年
- 長野県北部の地震後に増加

② 耐震（補強）改修
- 約 200 件/年

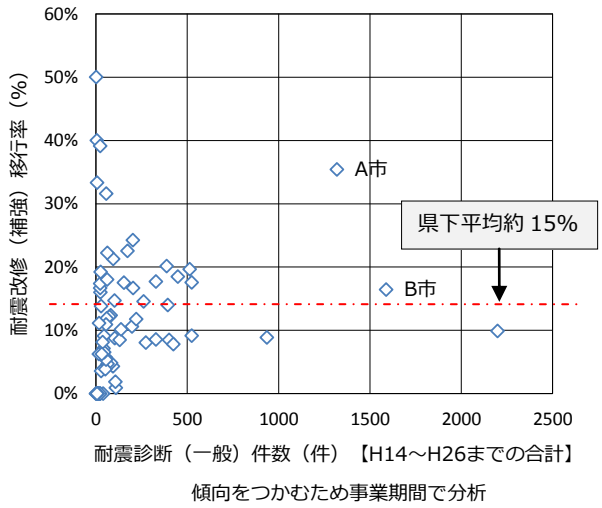

傾向をつかむため事業期間で分析

◇ 耐震診断から耐震（補強）改修へ移行

【結果】

- 診断を行った約 15%の住戸が改修（補強）を実施
- A 市：診断件数に対し、改修（補強）への移行率が高い
- B 市：診断件数が多く、改修（補強）への移行率は県下平均と同等

- 近年の耐震化率の増加は昭和 56 年以前の住宅の建替え等による耐震化の影響が大きい
- 耐震補強に対する補助から、耐震化のための建替えに対する補助への移行を推進
- 耐震診断から耐震補強へ移行できる支援を工夫

特定既存耐震不適格建築物（多数の者が利用する一定規模以上の建築物）

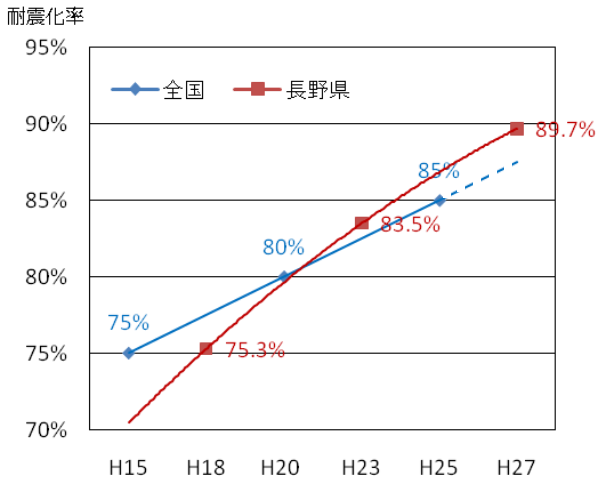

◇ 耐震化の進捗状況

【対象棟数（H27.8 月末時点）】

7,507 棟

耐震性無し又は無いと推測される棟数 773 棟

【結果】

- 全国より高い耐震化率（H27 時点）及び進捗

【要因】

- 公共施設の耐震化が進捗

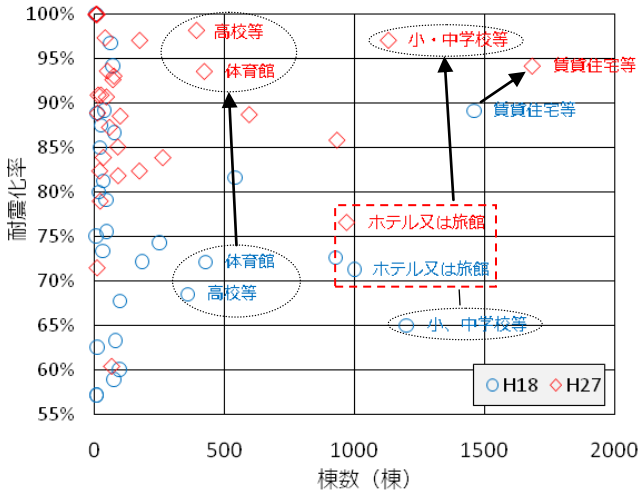

◇ 用途別に見た耐震化の進捗状況

【結果】

- 小・中学校及び高校等の耐震化が著しい
- 賃貸住宅は新築が増加したことにより耐震化が進展
- ホテル又は旅館の耐震化が遅延

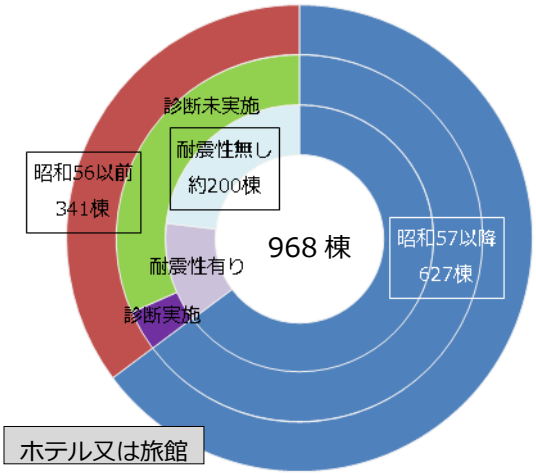

◇ 耐震化が進んでいないホテル又は旅館の状況

【結果（H27.8 末時点）】

- ホテル又は旅館（3 階かつ 1000 ㎡以上）は 968 棟
- 昭和 56 年以前の建築は 341 棟
  35 棟が耐震診断を実施（約 1 割）
- 耐震性無しと推測されるホテル又は旅館は約 200 棟

- 公共施設の耐震化が進んだことにより耐震化率が上昇
- 要緊急安全確認大規模建築物（特にホテルや旅館）の耐震化の推進

緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

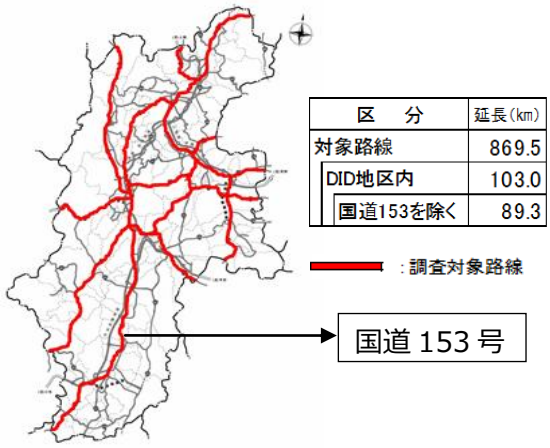

◇ 現　状

【平成 26 年度】

- 東海地震対策強化地域内の国道 153 号を先行調査（延長 136.1 km）

【平成 27 年度】

- 平成 26 年度に行った先行調査を踏まえ、県全体の骨格となる路線のうち建築物が密集する区間（DID 内：人口集中地区）を調査

【平成 26 年度先行調査結果(国道 153 号全線の通行障害建築物)】

都市計画区域	DID	用途地域	路線延長 (km)	旧耐震 (棟)	新耐震 (棟)	不明 (棟)	合計 (棟)	旧耐震率*7	単位あたり棟数(棟/km)
区域外	外	指定外	49.2	24	8	12	44	81.8%	0.9
区域内	外	指定外	44.2	21	36	3	60	40.0%	1.4
区域内	外	指定	21.6	28	16	3	47	66.0%	2.2
区域内	内	指定	14.3	75	53	36	164	67.7%	11.5
区域内	内	指定外	0.1	0	0	0	0	-	0.0
合　計			129.4	148	113	54	315	64.1%	2.3

- 平成 28 年度以降は、調査結果をもとに対象となる建築物の精査を進め、指定すべき道路を検討

公共建築物(県有施設)

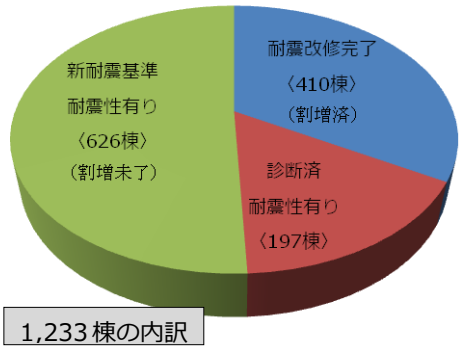

◇ 耐震化の進捗状況

【結果】

- 県有施設整備プログラム対象施設 1,233 棟の耐震化を全て完了（災害拠点施設や大規模施設は、震度 6 強～7 程度でも倒壊しない。）

【参考】

県有施設全体の耐震化率：92.1%（床面積ベース）

- 耐震化整備プログラムに（H19 策定、H27 完了）に続き、優先的に耐震化すべき施設の耐震補強、非構造部材の対策等